

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人 日本照明工業会

### <規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 8324 (201X)
対応国際規格番号（版）	IEC 60400 (2008:第7版), Amd. 1(2011), Amd. 2(2014)
規格タイトル	蛍光灯ソケット及びスタータソケット
適用範囲に含まれる主な電気用品名	ソケット
廃止する基準及び有効期間	J60400 (H23) 、有効期間3年間

### <審議中に問題となったこと>

特に無し
------

### <主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
1.1	“2ピン蛍光灯ソケット”という用語に関する記載を削除した。	“2ピン蛍光灯ソケット”という用語をこのJISでは使用していない。
10.5	図1にて、G13形の蛍光灯ソケットの試験に適用する寸法Zを規定した。	G13形の蛍光灯ソケットについて、我が国で普及している構造に対応する。
11.1	図46にて、試験プローブの直径等の寸法を、対応国際規格の寸法からJIS C 7617-2のランプ寸法に変更した。	我が国で普及しているランプを含めて規定する蛍光灯ランプのJIS規格に整合する。

### <主な改正点>

次の目的で、各箇条を下表のように改正した。①強化絶縁ソケットを規定して、クラスⅡの照明器具を製作しやすくする。②この規格を適用するソケット品種を増やす。③試験方法を明確化する。				
箇条	改正点	IEC改正点	意図	
2	用語及び定義	IEC改正点と同じ	下記用語を追加 基礎絶縁, 付加絶縁二重絶縁, 強化絶縁, 外郭付強化絶縁蛍光灯ソケット, 部分的強化絶縁蛍光灯ソケット	強化絶縁ソケットを規定して、クラスⅡの照明器具を製作しやすくする。
2.3	用語及び定義	IEC改正点と同じ	図3及び図4にGX5の試験方法を追加	適用するソケット品種を増やす。
4.4	一般試験条件	IEC改正点と同じ	下記の受金を追加 GX5	同上

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

5	定格	IEC 改正点と同じ	下記の受金を追加 GX5, 2G8	同上
6.1	分類	IEC 改正点と同じ	感電に対する保護による分類に下記を追加 部分的強化絶縁蛍光灯ソケット 外郭付強化絶縁蛍光灯ソケット	強化絶縁ソケットを規定して、クラスⅡの照明器具を製作しやすくする。
7	表示	IEC 改正点と同じ	部分的強化絶縁蛍光灯ソケット及び外郭付強化絶縁蛍光灯ソケットの取り扱いに関する情報を製造業者のカタログ又は類似のもので表示しなければならないことを追加	同上
7.3	表示	IEC 改正点と同じ	許容する角度誤差の規定を削除	取り付け及び動作に影響する事項でない。
7.6	表示	IEC 改正点と同じ	表示の耐久性を判定するために、17.1の試験を追加	試験方法を明確化する。
8.2	感電に対する保護	IEC 改正点と同じ	下記の受金を追加 GX5	適用するソケット品種を増やす。
10	構造	IEC 改正点と同じ	下記品種の寸法を、各スタンダードシートを引用して追加して規定 GX5, 2GX11, W4.3x8.5d, 2GX13, GRZ10d, GRZ10t, 2G8, GX53, GR14q, G28d	同上
10.5	構造	IEC 改正点と同じ 但し、G13形蛍光灯ソケットの試験に適用する寸法 Z を追加規定した。	試験ジグを規定するために引用する図 1 に GX5 への適用を追加	同上
11.1	じんあい及び水気の侵入に対する保護	IEC 改正点と同じ 但し、JIS に規定するランプ寸法に変更した。	ソケットのパッキンをチェックする試験方法を追加 (図 46 を追加して引用)	高い IP 保護の試験確認方法を明確化する。
12.3	絶縁抵抗及び耐電圧	IEC 改正点と同じ	外郭付または外郭のない強化絶縁ソケットに対する試験電圧を追加	強化絶縁ソケットを規定して、クラスⅡの照明器具を製作しやすくする。
13	耐久性	IEC 改正点と同じ	以下の試験用口金を追加 図 14a, 図 42, 図 43, 図 44, 図 45	適用するソケット品種を増やす。
14.3	機械的強度	IEC 改正点と同じ	対応国際規格として追加された受金のゲージを追加	同上
16	沿面距離及び空間距離	IEC 改正点と同じ	耐インパルスカテゴリⅡに対する最小距離に、強化絶縁の規定を追加	強化絶縁ソケットに対して規定を行う。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

17	耐熱，耐火性及び耐トラッキング性	IEC 改正点と同じ	下記の受金を追加 GX5  図 9a に GX5 の試験用口金を追加	適用するソケット品種を増やす。
18. 1	過度の応力（自然割れ）及びさびに対する抵抗力	IEC 改正点と同じ	最後の段落“絶縁環の固定部近傍の，金属製蛍光灯ソケット外郭部の極めて狭い範囲に発生するかもしれないひび割れは考慮しない。”を削除	試験に影響する事項ではない。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

2015年2月3日 第34委員会（照明工）

(基準番号)	規格名 (表題)	規格番号 (本文)
J 60400 (***)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	JIS C 8324 (201X)

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	3 一般要求事項 ソケットは、通常使用でそれらが確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9  箇条 10	9 端子 ソケットへの接続方法の要求事項を規定している。  10 構造 構造・寸法に関する規定全般。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.1  箇条 18	15 ねじ、導電部及び接続  15.1 破損によってソケットに危険を生じさせるおそれのあるねじ及び機械的接続部は、通常の使用状態で生じる機械的応力に耐えなければならない。  18 過度の残留ストレス（自然割れ）及びさびに対する抵抗力	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

				18.1	18.1 銅又は銅合金のロール材の接触片及びその他の部分の故障によってソケットが不安全となるおそれがある場合は、それらは過度の残留応力によって損傷してはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	7 表示 ソケット本体又は製造業者のカタログ、若しくは取扱説明書に表示記載する情報について規定する。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13  箇条 17 17.1  箇条 18	13 耐久性 定格電圧、力率0.6の定格電流を流し、口金を30回着脱して、異常がないか確認する。  17 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性 17.1 ソケットは、十分な耐熱性をもたなければならない。 高温試験を行い、安全性に影響を及ぼす劣化等がないか確認する。  18 過度の残留ストレス（自然割れ）及びさびに対する抵抗力 銅又は銅合金の圧延板の接点等、過大な	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

					残留応力によって損傷しないか確認する。 鉄の部品は、防錆保護が施されているか確認する。
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6  箇条 7     箇条 11 11.1    11.2	6 分類 感電保護、じんあい及び水の浸入に対する保護等級、耐熱性など分類する。  7 表示 定格電流、定格電圧、水の浸入に対する保護等級、定格動作温度などソケット又は製造業者のカタログなどに表示する。  11 じんあい及び水気の侵入に対する保護 11.1 IP 保護等級、“防雨型”又は“防浸型”の表示があるソケットの場合、外郭は、じんあい及び水気の浸入に対する保護等級を備えていなければならない。 11.2 ソケットは耐湿性をもたなければならない。
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.2     箇条 12 12.1	11 じんあい及び水気の侵入に対する保護 11.2 ソケットは、耐湿性をもたなければならない。 12 絶縁抵抗及び耐電圧 12.1 ソケットの次の箇所の絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。 ー 異極充電部間

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

					<p>－ 充電部と取付ねじを含む外部金属部との間</p> <p>17 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性</p> <p>17.1 ソケットは十分な耐熱性をもたなければならない。</p> <p>17.2 感電保護の外郭、及び外部部品、充電部を保持する絶縁材の部品は、ボールプレッシャ試験の確認を行う。</p>	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8  箇条 11 11.2  箇条 12	<p>8 感電に対する保護</p> <p>8.1 標準試験指にて充電部に触れない構造の設計であることを確認する。</p> <p>11 じんあい及び水気の侵入に対する保護</p> <p>11.2 ソケットは、耐湿性をもたなければならない。</p> <p>12 絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。</p>	
第七条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	<p>3 一般要求事項</p> <p>ソケットは、通常使用でそれらが確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。</p>	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12	<p>12 絶縁抵抗及び耐電圧</p> <p>ソケットの絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。</p>	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

		保たれるものとする。		箇条 13  箇条 16 箇条 17	13 耐久性 ソケットは、広義の一般使用において、この規格で定めた範囲内で、いかなる電氣的、機械的な損傷をも受けないような構造でなければならない。絶縁部分は熱、振動などによる異常がなく、接続部分は緩んではならない。  16 沿面距離及び空間距離  17 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁材料からなる特定の部分の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性についての要求事項及び試験を規定している。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17	17 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁材料からなる特定の部分の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性についての要求事項及び試験を規定している。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	3 一般要求事項 ソケットは、通常使用でそれらが確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。	
第十一条第 1	機械的危険源による危害の	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	3 一般要求事項 ソケットは、通常使用でそれらが確実に	



## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

項	防止	等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		箇条 10 10.2	機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。 10 構造 10.2 ソケットは、ランプ又はスタータが容易に着脱でき、かつ、振動又は温度変化で緩まないように設計しなければならない。
第十一 条第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 9 9.2    箇条 14 14.1  箇条 15 15.1	9 端子 9.2 端子は、次の要求事項に適合しなければならない。 －ねじ端子は、JIS C 8105-1 の第 14 章（ねじ締め端子）に適合しなければならない。 －ねじなし端子は、JIS C 8105-1 の第 15 章（ねじなし端子及び電気接続）に適合しなければならない。 14 機械的強度 14.1 ソケットは、十分な機械的強度がなければならない。 15 ねじ、導電部及び接続 15.1 破損によってソケットに危険を生じさせるおそれのあるねじ及び機械的接続部は、通常の使用状態で生じる機械的応力に耐えなければならない。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			ソケットは、一般に、化学物質が流出し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			ソケットには電磁波発生要因がない。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3  箇条 13  箇条 17 17.1	3 一般要求事項 ソケットは、通常使用でそれらが確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。  13 耐久性 一般使用において、いかなる電氣的、機械的な損傷をも受けたくないような構造でなければならない。  17 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性 17.1 ソケットは、十分な熱性をもたなければならない。	
第十五 条第 1	始動、再始動及び停止によ	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		ソケットは始動・停止をしな



## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

				15.4	15.4 電氣的接続部は、絶縁材料に起こり得るいかなる収縮も相殺できる十分な弾性をもつ金属部品がある場合を除いて、陶磁器又は同等以上の特性をもつその他の材料以外の絶縁材料を通して接触力が伝わらないように、設計しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		ソケットは電氣的、磁氣的又は電磁的妨害を受ける要素を持っていない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		ソケットには雑音を発生する要因がない。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7	表示 7.1～7.4 表示の内容や表示方法を記載 7.5 表示の位置を記載 7.6 表示の耐久性を記載	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、省

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

	表示)	<p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ） 製造年</p> <p>（ロ） 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>（ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ） 製造年</p> <p>（ロ） 設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	同上	同上

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8324（201X） 規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

		に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間 （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	同上	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間 （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	同上	同上

**附属書 JC**  
**(参考)**  
**JIS と対応国際規格との対比表**

JIS C 8324:0000 蛍光灯ソケット及びスタータソケット		IEC 60400:2008, Lampholders for tubular fluorescent lamps and starterholders, Amendment 1:2011 及び Amendment 2:2014					
(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差異の 理由及び今後の対策
箇条番号 及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
1 一般事項	1.1 適用範囲 附属書 A の受金リストを引用して適用範囲を規定。		1	・附属書 A の受金リストを引用して適用範囲を規定。	追加／削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IEC 規格に規定していない我が国固有の口金 E17, FaX6 及び RX17d を追加し, IEC 規格で規定している G20, Fa6 及び Fa8 を削除した。</li> <li>・照明器具製造業者が使用することを意図したソケットの販売に関する規定を削除した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国で普及している口金の追加, 及び, 普及していない若しくは普及が見込まれない口金の削除は, 我が国の口金／受金の規格化に関する方針である。</li> <li>・ソケットの販売に関する規定は, JIS で規定すべき事柄ではないため, 削除した。</li> </ul>
2 用語及び定義	用語及び定義を規定		2	用語及び定義を規定	追加	我が国で標準化されている蛍光灯ソケットの構造に対する用語, 及びインターロック構造の定義を追加した。	我が国で普及しているソケットに関する我が国固有の用語を規定する。
3 一般要求事項			3		一致		
4 一般試験条件			4		一致		

(Ⅰ)JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ)国際規格の規定		(Ⅳ)JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ)JIS と国際規格との技術的差異の 理由及び今後の対策
箇条番号 及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
5 定格	定格電流は 0.5 A 以上。ただし、G13、FaX6、R17d 及び RX17d ソケットは 1 A 以上と規定。		5	・定格電流は、1 A 以上。ただし、G13、2G13、G20、Fa6、Fa8 及び R17d 蛍光灯ソケットは 2 A 以上と規定。	変更／追加／削除	JIS では、定格電流の範囲を変更した。また、対象とする口金として我が国固有の口金 FaX6などを追加し、G20、Fa6 及び Fa8 を削除した。	我が国で普及しているソケットについて規定する。
6 分類			6		一致		
7 表示	我が国固有のインターロック端子の記号を規定。 防水型ソケットの保護の程度の表示を規定。 導体の断面積の表示を規定。		7	インターロック端子の記号を無い。 IP 保護等級の表示を規定。 導体がより線の場合の断面積の表示を規定。	変更 追加	・電気設備技術基準によるインターロック端子の記号を追加 ・防水型ソケットの保護の程度の表示について、IP 保護等級とあわせて、我が国で一般的に使用されている防水構造の名称を追加した。 ・導体が単線の場合の断面積の表示の規定を追加した。	・電気設備技術基準に整合する。  ・我が国で普及している製品には、電気用品安全法技術基準の解説で規定している“防雨型”及び“防浸型”のものがあり、これを含む規定とする。  ・ソケットに接続できる導体の種類及び断面積を明確にする。
8 感電に対する保護	ソケットの感電防止を規定。		8	ソケットの感電防止を規定。	変更	・E 形スタータソケットの規定を追加した。 ・ランプを軸方向に脱着する G13 形蛍光灯ソケット、E 形スタータソケットなどの一部の構造のソケットについては、ランプ交換時の感電保護の対象外とし、ランプ装着状態で感電に対する保護を規定した。	・E 形スタータソケットは我が国で普及している。 ・我が国で普及している、ランプ軸方向に脱着する G13 形蛍光灯ソケットの特性に合わせる。 ・E 形スタータソケットの感電保護は、同様の構造を持つねじ込みソケットと同様にする。



(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
9 端子	口出し線の導体断面積は、 $0.75 \text{ mm}^2$ 以上とする。ただし、器具内用ソケットの直接電源側に接続しない口出し線は $0.5 \text{ mm}^2$ 以上と規定した。		9	口出し線の導体断面積は、 $0.5 \text{ mm}^2 \sim 1.0 \text{ mm}^2$ と規定している。	変更	口出し線の導体断面積の規定値が異なる。	口出し線の導体断面積は、電気用品安全法 技術基準の解説の要求事項に整合し、我が国で普及している製品をカバーする。
10 構造	構造一般、主要寸法、試験に用いるゲージ若しくは試験用口金、及び保持力を規定。		10	構造一般、主要寸法及び試験に用いるゲージ及び保持力を規定。	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲージとともに JIS に規定する口金も、試験に使用してよいこととした。</li> <li>・10.3.3 での抵抗値測定の数値が、1 極当たりであることを追加した。</li> <li>・E 形スタータソケットのねじ込みトルク試験を追加した。</li> <li>・IEC 規格には無い、つき合わせ形及び差込み形の保持力試験を追加した。</li> <li>・取付ジグで試験できない蛍光灯ソケットは、適合する照明器具で試験することを規定した。</li> <li>・図 1 において、蛍光灯ソケット G13 の試験に適用する寸法を規定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口金によっても試験が可能であり、経済的である。</li> <li>・規定内容を明確にする。</li> <li>・E 形スタータソケットでは、ねじ込み形ランプソケットと同様のねじ込みトルク試験が必要である。</li> <li>・接触性能の確認のために、我が国で従来から規定していた保持力の規定が必要である。</li> <li>・製品の照明器具での性能確認が可能であり、また経済的である。</li> <li>・我が国で普及している G13 形蛍光灯ソケットの試験方法を規定する。</li> </ul>

(Ⅰ)JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ)国際規格の規定		(Ⅳ)JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ)JIS と国際規格との技術的差異 の理由及び今後の対策
箇条番号 及び題名	内容		箇条	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
11 じんあい及び水気の侵入に対する保護	・IP 保護についてソケットの合否の判定方法を規定。		11	IP 保護等級の表示があるソケットの合否の判定方法を規定。	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS では、IP 保護等級のほかに、“防雨型”及び“防浸型”を規定した。“防浸型”については試験方法を附属書 JB を引用して規定した。</li> <li>・図 46 の試験用プローブの寸法を、IEC 規格で規定するランプ寸法から、JIS で規定するランプ寸法に変更した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国で普及している製品には、電気用品安全法技術基準の解説で規定している防雨型”及び“防浸型”のものがあり、これを含む規定とする。</li> <li>・我が国で普及しているランプを含めて規定している蛍光ランプの JIS 規格に整合する。</li> </ul>
12 絶縁抵抗及び耐電圧			12		一致		
13 耐久性	開閉性能を規定。		13	開閉性能を規定。	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E 形スタータソケットには適用しないことを規定した。</li> <li>・我が国固有のコイルスプリングを使用したソケットの試験方法を追加した。</li> <li>・我が国固有のインターロック接点の性能を規定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E 形スタータソケットは、我が国で古くから普及しており、スタータソケットとして長年の使用実績があるため、耐久性の試験は不要である。</li> <li>・つき合わせ型ソケットに多いコイルスプリング式のソケットでは耐久性試験が必要である。</li> <li>・電気設備技術基準に整合する。</li> </ul>

(Ⅰ) JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ) 国際規格の規定		(Ⅳ) JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ) JIS と国際規格との技術的差異 の理由及び今後の対策
箇条番号 及び題名	内容		箇条	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
14 機械的 強度	・ランプ軸方向に着 脱操作するソケット の押し込み強度を規定 した。 ・E 形スタータソケ ットの試験に必要な ゲージを規定した。		14	・ランプ軸方向に着脱を 行うソケットに対する規 定がない。  ・E 形スタータソケットの 試験の規定が無い。	追加	・ランプ軸方向に着脱操作する ソケットの押し込み強度を規定 した。  ・E 形スタータソケットの試験 に必要なゲージを規定した。	ランプ軸方向に着脱を行うソケット は、ランプ交換時に押し込み力が強く加 わるので強度の規定が必要である。  ・我が国で普及している E 形スター タソケットの規定を追加する。
15 ねじ, 導電部及 び接続			15		一致		
16 沿面距 離及び空 間距離	150 V 欄の電圧区分 にて絶縁材料が PTI ≥600 の沿面距離の 値 (1 か所), 及び空 間距離の値 (2 か所) を 1.2 mm とした。		16	150 V 欄の電圧区分にて 絶縁材料が PTI ≥600 の沿 面距離の値 (1 か所), 及 び空間距離の値 (2 か所) を 0.8 mm としている。	変更	電気用品安全法技術基準の解 説で規定される絶縁距離を規 定した。	・我が国では、100 V 機器にて、クラ ス 0 照明器具が使用されるため、JIS C 8105-1 の考え方及びソケットに対 する電気用品安全法技術基準の解説 に規定されている絶縁距離を勘案す る。

(Ⅰ)JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ)国際規格の規定		(Ⅳ)JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ)JIS と国際規格との技術的差異 の理由及び今後の対策
箇条番号 及び題名	内容		箇条	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
17 耐熱, 耐火性及 び耐トラ ッキング 性	試験に用いるゲージ 口金又は試験用口金 を規定。		17	試験に用いるゲージ口金 を規定。	追加	試験で使用するゲージととも に JIS に規定する口金でもよい こととした。	口金による試験が可能であり, 経済的 である。
18 過度の 残留スト レス(自然 割れ)及び さびに対 する抵抗 力	E 形スタータソケッ トには, アンモニア ガス耐久性試験を適 用しない。		18	E 形スタータソケットの 規定はない。	追加	E 形スタータソケットにはアン モニアガス耐久性試験を適用 しない。	E 形スタータソケットは, 我が国で古 くから普及しており, スタータソケッ トとして長年の使用実績があるため, アンモニアガス耐久性試験は不要で ある。
附属書 A (規定)	箇条 1 (一般事項) に記載したとおりの 内容で受口金リスト を規定。		附属書 A	1.1 (適用範囲) を参照。	追加 / 削 除	1.1 (適用範囲) を参照。	1.1 (適用範囲) を参照。
附属書 JA (規定)	・ E 形スタータソケ ットの受金寸法を追 加。 ・ インターロック端 子記号を追加。		—	—	追加	箇条 2 (用語及び定義), 箇条 7 (表示) 及び箇条 11 (じんあい 及び水気の侵入に対する保護) を参照。	箇条 2 (用語及び定義), 箇条 7 (表示) 及び箇条 11 (じんあい及び水気の侵 入に対する保護) を参照。
附属書 JB (規定)	“防浸型” ソケット の試験方法を規定。		—	—	追加	箇条 11 (じんあい及び水気の侵 入に対する保護) を参照。	箇条 11 (じんあい及び水気の侵入に 対する保護) を参照。

**JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価： **IEC 60400:2008**, Lampholders for tubular fluorescent lamps and starterholders, Amendment 1:2011 及び Amendment 2:2014 , MOD

**注記 1** 箇条ごとの評価欄の用語の意味は、次による。

- － 一致…………… 技術的差異がない。
- － 削除…………… 国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。
- － 追加…………… 国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。
- － 変更…………… 国際規格の規定内容を変更している。

**注記 2** **JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は、次による。

- － MOD…………… 国際規格を修正している。